

外国研究としての韓国研究

木宮正史

(東京大学)

1. はじめに

2003年に日本国内で出版された現代韓国に関する研究書の中でも、ヴィクター・D・チャ著(船橋洋一監訳/倉田秀也訳)『米日韓 反目を越えた提携』有斐閣、2003年(以下、Aと省略する)、太田修『日韓交渉：請求権問題の研究』クレイン、2003年(以下、Bと省略する)、木村幹『韓国における「権威主義的」体制の成立：李承晩政権の崩壊まで』ミネルヴァ書房、2003年(以下、Cと省略する)の3冊は、特筆すべき本格派の研究である。本来であれば、それぞれの分野の専門家による個別的な書評が求められるべきである。にもかかわらず、3冊を一括して書評論文を書くという困難な作業に挑戦した理由は、次の2つである。第一に、上記3冊がともに、韓国現代政治や日韓関係の研究に取り組む者にとって、今後、必ず格闘しなければならない先行研究として位置づけられるものであり、それがどのような学問的な意義を持つのかを学会の「共有財産」にしておく必要があると考えたからである。第二に、上記3冊は、評者自身が今まで取り組んできた韓国の政治外交に関する研究に対しても新たな見直しを迫るものであり、自分自身の今後の研究を発展させるためにも3冊と向き合っておく必要があると考えたからである。

2. 「歴史」を相対化する日韓関係への新たな視角 (Aに関して)

Aの著者は、韓国系米国人の国際政治研究者として、同盟理論に関する「見捨てられ(abandonment)」と「巻き込まれ(entrapment)」という2つの概念を軸に、米国との同盟によって媒

介された「擬似同盟」としての日韓関係の変容力学を明らかにする。交流の増大に伴って協調関係が深化するという「リアリズム」に基づく予測に反して、日韓間の協調関係は進展しなかった。既存の解釈は、これを日韓間に横たわる「歴史」に帰着させたが、著者はそうした既存解釈には納得しない。なぜならば、日韓関係には、協調と軋轢とのある種のサイクルの関係があるからだ。そこで、「X国とY国の間の関係が、「見捨てられ」／「巻き込まれ」の懸念の非対称的な構造を示しているなら、X国とY国の関係は軋轢を生むことになる。それに対して、X国とY国との関係が、相手国もしくは第三国Z国から「見捨てられ」の懸念が対照的な構造を示しているなら、協調関係が生じる[Aの45～46ページからの引用]」という仮説(具体的にはXYが日韓、Zが米国)を提示することで、日韓関係の軋轢と協調のサイクルの説明を試みる。

1969年「ニクソン・ドクトリン」によって米国の関与が相対的に低下する時期には、米国からの「見捨てられ」の懸念を相対的に共有した日韓両国は、関係をよりいっそう緊密にしたが、72年以後は、米中和解に伴うデタントに積極的に順応しようとする日本と、日米からの「見捨てられ」を懸念した韓国との間で、軋轢が激化した。ところが、75年のベトナムの共産化統一とカーター政権の在韓米地上軍の完全撤退決定は、米国の関与の低下に対する懸念を日韓に再び共有させることで、日韓を協調の方向に向かわせた。さらに80年代に入ってからの日韓間の軋轢は、米国との同盟関係における「見捨てられ」の懸念に関する日韓間の非対称性に起因する。ただし、冷戦後の状況について、上記の仮説がどの程度妥当なのかについては慎重な姿勢を堅持する。

日韓関係をどのように分析するのかという問題は日本の韓国研究者が常に抱えてきた課題であるが、そうした作業で常に頭を悩ませたのが「歴史」をどのように位置づけるのかという問題であった。「歴史」を無視した日韓関係はありえないが、日韓関係が「歴史」だけに還元できるわけではないからだ。したがって、著者が同盟理論を手がかりにした理論的な仮説に基づいて日韓関係のダイナミズムを解明しようとしたことは、驚きであるとともに「先を越された」という思いもある。このような「歴史」を相対化した分析は、日韓の研究者には相当に困難な作業であるからだ。

しかし、この仮説設定に批判がないわけではない。著者のモデルに従うと、ある行為者が「見捨てられ」の懸念を増大させると、同種で同程度の懸念を共有する他の行為者との関係を強化することで、その懸念を相殺するということになる。しかし、「見捨てられ」の懸念に対する対応が一義的に決まるわけではなく、行為者の選択に依存する。「見捨てられ」の懸念の増大はそれを相殺させようとする力学を働かせるが、ある水準以上になると、むしろ相対的な自立の方向を選択させる可能性もあるからだ⁽¹⁾。しかも、そうした選択は、一国内部においても行為者によって異なる場合もある。そうした違いを捨象して、ある国家の行動が一義的に決定されるとみなすことは、仮説を単純化する必要があるということも考慮しても、問題がある。

ニクソン・ドクトリンに直面して「見捨てられ」の懸念が対称的になったから、日韓が急速に協調関係に向かったという仮説を検討してみよう。日韓のそれぞれのある部分が、米国の関与低下に起因する「見捨てられ」の懸念を同程度に共有することで、米国との同盟関係に媒介されるだけの日韓関係ではない「別の日韓関係」を志向した動きがあったことは間違いない。しかし、そうした動きが日韓関係全体をどの程度支配したのかは留保が必要である。日本国内には、むしろ米国の関与低下に順応した外交を選択しようとする動きもあり、韓国に対しても同様な選択を採るように働きかけた。反対に、韓国では「見捨てられ」の懸念を相殺するためには、日本との協調を図るとい

うより米国との同盟に関して日本と「忠誠競争」をするべきであるという勢力が存在した。このように、たとえ「見捨てられ」の懸念が対称的なものであったとしても、日韓協調が自動的に帰結されるわけではなく、国内政治を組み込んだ選択過程を考慮に入れなければならないことになる。

また、冷戦後の状況に対して著者は自らの仮説の適用可能性に関して慎重な姿勢を堅持するが、この仮説は冷戦後の日韓関係にも次のような修正を経て適用できると考えられる。従来は米国に対する「見捨てられ」の懸念を日本よりも韓国の方が圧倒的に強く持っていたが、現状ではその図式はあてはまらない。その点を考慮した修正が必要になる。その意味で、対北朝鮮政策をめぐる葛藤と関連して、米国との同盟関係に関する「温度差」が日韓間に存在していることと、日韓関係が協調でも軋轢でもない「冷却」という現状であることとの間には、一定の因果関係の存在を考えることができるだろう。

最後に、「リアリスト」の立場に基づいて対北朝鮮強硬論を展開し、ブッシュ政権の対北朝鮮政策にも相当の影響力を持っているAの著者が、最近の日韓関係や日朝関係をどのように見ているのかを紹介しておきたい⁽²⁾。2002年9月の日朝平壤宣言によって、日韓国交正常化と同様な経済協力方式によって請求権問題を解決することで日朝間の合意が得られたが、これは、従来植民地支配に対する賠償や補償を要求すると見られていた北朝鮮の譲歩であると理解された。しかし、Aの著者は、日韓交渉が「擬似同盟国」間の交渉であり経済協力を行うのは当然であったのに対して、日朝交渉はそうではないのだから、むしろ純然たる請求権の「弁済」だけにとどめるべきであり、日韓と同様な経済協力方式をとるべきではないと主張する⁽³⁾。評者はこうした見方を支持できないが、「歴史」を極端に相対化して日本と朝鮮半島との関係を見ると、どのようになるのかを示している。

3. 日韓外交正常化交渉に関する研究の「集大成」 (Bに関して)

日韓関係を扱っているという共通性はあるが、問題意識と方法論においてAと好対照なのがBである。Bのねらいは、冷戦、ナショナリズム、被害者の権利という3つの視点を重視して、日韓外交正常化交渉における請求権問題に、韓国の歴代政権がどのように取り組んできたのかを「韓国史の観点」から解明することである。Bは、著者が韓国の高麗大学大学院史学科に提出した博士論文⁽⁴⁾を下敷きにしたものであり、日韓交渉史に関する最も詳細かつ包括的なものであると評価しても間違いのないだろう。韓国の歴史として、日韓交渉を分析するという立場を堅持するために、韓国側の史料に関しては利用可能なものにはほぼ目を通して、先行研究の多くが、交渉妥結が切迫した60年代の交渉に相対的に関心を向けてきたのに対して、著者は50年代の交渉に関してもきめ細かい分析を加える。また、従来ほとんど注目されなかった張勉政権期における請求権交渉に対する新たな取り組みに焦点を当てるなど、先行研究にはない新たな解釈も散見される。

また、著者が強調した3つの視点は、日韓交渉に関する最も一般的な見方の1つである。そうした見方に基づいて、利用可能な資料を駆使し、交渉の開始から妥結までをカバーしているという意味で、Bは、先行研究とは異なるオリジナルな見方を提示しているのではなく、先行研究の成果を受け継いでそれを「集大成」したものである。今後、韓国側史料や米国側史料のよりいっそうの公開、さらには全く公開されていない日本側史料の公開などによって、新たな研究への取り組みが始まると予想されるが、そうした後学の研究にとっても研究の「羅針盤」になるような価値のある研究である。

しかし、今後のさらなる研究の発展のために、いくつか問題点を指摘しておく必要がある。第一に、米国の関与に関する分析が先行研究に比べても手薄であるという点である。韓国の歴史として日韓交渉を分析するという基本的立場に立脚して

いるために、米国側の史料については十分な分析がなされてはいないためである。Bでは「Foreign Relations of the United States」とケネディおよびジョンソンの大統領図書館所蔵の史料を利用しているだけのようなのだが、そうした史料だけでは、ソウルや東京の大使館が日韓両国政府にどのような働きかけを行ったのかは明らかにはならない。Bでは、米国政府が出先の大使館などを通して請求権の名目と金額に関する合意形成に深く介入したという点が、あまり強調されていない。この点は、請求権問題の合意過程において決定的に重要な事実だけに、ほとんど言及されていないのは惜しまれる。その点を明確にするためには、国立公文書館所蔵の国務省関係の未刊行外交史料にもアクセスするべきだったであろう⁽⁵⁾。

第二に、被害者の権利という視点を、冷戦とナショナリズムという他の2つの視点と同列に論じることが、果たして妥当かという点である。当時の交渉に関わる言説を分析しても、被害者の権利という視点はほとんど出てこない。この視点は、同時代的な視点であったと言うよりも、本来は議論されるべきであったにもかかわらず封じ込められた視点であり、それが本格的に提起されたのは、ずっと後になってからであった。にもかかわらず、被害者の視点を歴史研究にある意味では「強引に」組み込もうとした結果、第5章の韓国国内の葛藤に関する分析については、反対運動に対する「感情移入」が顕著であり、それに対する客観的で批判的な分析が欠けている。反対運動には日韓条約への代替案の提示が全くなかったとは言えないだろうが、それは、至極例外的なものでしかなかった。そうした合理的な代替案を当時の韓国社会が受容する条件はほとんどなかったからである。

日韓交渉に関しては、日本側の外交史料の公開が何よりも待たれるところである。戦後の日本外交史が、米国や韓国の外交史料に依拠しないかぎり書けないというのは、悲劇以外の何者でもない。「前例」となるべき日韓交渉の枠内に日朝交渉を封じ込めようとする、そして、交渉を有利に進め「手の内」を明かさないために日韓交渉に関する史料は一切公開しないという姿勢は、日韓交渉のもたらした帰結を歴史的に再検証し、広い意味に

おける日本の「国益」にかなう日朝交渉を進めるためにも根本的に改めなければならないはずなのだが。

4. 李承晩政権に関する待望の本格的政治史研究 (Cに関して)

Cは、ポスト植民地国家の政治体制の諸類型という比較の視座を設定したうえで、韓国は、解放後、積極的な政治的支持を受けたものではなかったとは言え、曲がりなりにも「選挙」を経ることによりその正統性を獲得した体制、換言すれば、「政府党」体制という「権威主義的」体制をなぜ帰結させたのか、その歴史的起源を探ろうとしたものである。李承晩政権期が韓国現代史研究における空白地帯であったうえに、それに関する少数の先行研究も、外交や経済政策との関連に焦点を当てたものが支配的であったのに対して、Cは行為者の政治選択が帰結させる政治力学を抽出する点にこだわったという点に特徴がある。なぜ、同じ右派でありながらも国内派の「東亜日報グループ」が権力を掌握することができずに正統保守野党に甘んじたのか、さらに、それとは反対に帰国派である李承晩がなぜ権力を掌握・維持することに成功したのかを解明しようとする。

この問いに対する著者の回答は以下のように要約できる。「『盗人のようにやって来た解放』は、解放後の韓国において、国内派、即ち日本統治期を朝鮮半島にて過ごした人々の政治的発言力を小さなものとさせた。日本統治期を日本支配と『共存』した彼らは、その支配の正統性において、困難な状況下においても取りあえず民族運動を継続していた亡命運動家達に対して著しい劣位に置かれることを余儀なくされた。亡命運動家達が、互いに闘争して、淘汰された結果出現したのは、最後に残された有力亡命運動家である李承晩が、その支配の正統性において他を圧倒する状況であり、それゆえ、彼は一定期間、事実上の政治的フリーハンドを握ることとなる。李承晩の周囲には、やがて彼を中心とする『政府党』が形成され、野党とそれを組織したかつての国内派は、組織と正統性の双方において、与党に対抗不可能な状況に追

い込まれることとなる (Cのivページからの引用)。」以上のように、組織力と正統性における圧倒的な格差が、国内派と帰国派との政治的運命の違いを決定付けたことになる。

この結論自体は、それほど独創性に富むものではないし、結論を得るために新たな資料を駆使しているわけでもない。また、李承晩政権期の政治体制の類型に関する新たな概念を提示しているわけでもない。そもそも、李承晩政権期の政治の特徴を、外交や経済との関連を抜きに語ることは困難であり、Cは李承晩政権期の政治の全体像をカバーするものではない。さらに、左右対立を始めとする激烈な権力闘争によって特徴付けられる、韓国現代史を決定付けた解放直後三年史に対して著者がどのようなイメージを持つのか、必ずしも明らかではない。例えば、なぜ、李承晩と同じ帰国派である金九ではなく李承晩が権力を掌握したのかという疑問に対する答えをCの中には求めることはできない。以上のように、Cには答えてもらいたい問題が山積している。

にもかかわらず、Cには何よりも、李承晩政権期に対する従来のイメージとは異なるイメージ、換言すれば、単なる独裁という先入観とは異なり、相対的にダイナミックな政治が展開されたというイメージを読者に植え付けることに成功している。これは、「退屈な」時代を興味深く再構成して見せる著者の能力によるものもあるだろう。韓国政治は体制と反体制民主化運動との相互作用として理解されてきた。したがって、そうした民主化運動が弱い時代は政治が「ない」ということになりかねない。しかし、政治過程は、体制のあり方をめぐって展開される非日常性ばかりではなく、体制内の権力配分をめぐる日常的な政治の積み重ねでもある。李承晩とそれに追従する「政府党」である自由党と、それに対抗する正統保守野党とに分類されるが、それぞれに個性をもった各政治行為者の選択の帰結として、李承晩政権期の政治過程を解明するという姿勢は、なぜ4月革命が起こったのか、また革命が起こったにもかかわらず、その後も長期的に「政府党」体制が持続したのかについても、従来以上に説得力のある説明を提示している。政治を経済や社会に安易に還元せずに

政治過程の自立性を抽出して政治を分析しようする姿勢には学ぶべきところが多い。

さらに、具体的な政治史解釈として、正統保守野党における趙炳玉体制の登場の意味、4月革命に対する李承晩および自由党の対応など、既存研究では言及されていない独自の解釈が散見されて、評者にとって教えられることも多かった。以上のように、Cは李承晩政権期の政治史という韓国研究の空白を埋める価値のあるものである。

5. 外国研究としての韓国研究の可能性

3冊の共通点は、外国研究としての韓国研究に関する真摯な取り組みであるという点である。1980年代半ばくらいまで、韓国における社会科学は大きな政治的制約を受けていたために、「外国研究としての韓国研究」が韓国研究をリードしてきた時代があった。その中でも、日本における韓国（朝鮮）研究は、特権的な地位を享受してきたと言っても過言ではない。しかし、民主化以後、政治的制約から解放されるのに伴って、韓国における韓国研究が一躍発展することで、いろいろな分野で「外国研究としての韓国研究」は従来の特権的な地位を剝奪されるようになった。評者も、自分自身の研究が、韓国における研究によって次第に凌駕されているということを実感として受け入れるようになった。そうした状況の変化にもかかわらず、ABCの3冊は、一方で「外国研究としての韓国研究」の強みを生かしながら、韓国における韓国研究と比較しても遜色ない成果をあげている。

Aのように、これほどまでに「歴史」を相対化した日韓関係に関する分析は、韓国はもとより日本においても皆無と言える。「歴史」を捨象した日韓関係分析がありえないことは言うまでもないが、従来の日韓関係研究が「歴史」に還元されてきたという印象を受けることも否定できない。そうした日韓関係を米国との同盟関係によって媒介された「擬似同盟」関係として分析してみせたという点は、「歴史」による制約が強い日韓両国の学問的環境の中では困難な作業であり、韓国系米国人としての著者の「強み」を生かしたもので

ある。したがって、日韓における先行研究には一応目を通してはいるが、それからあまり影響を受けているわけではない。むしろ、利用されている日韓の文献は、あくまで著者の仮説を実証するための材料として使われているだけであり、日韓で行われている先行研究とは相対的に断絶している。

Bは日韓関係の「歴史」に真正面から取り組んだものであり、日韓両国における「正統派」アプローチと言えるかもしれない。また韓国語で書かれ韓国の大学に提出された博士論文がその原型となっているために、著者自身は「外国研究としての韓国研究」であるという意識は強くないかもしれない。むしろ、韓国における研究へ接近しようとする姿勢も目に付く。もしくは、そのような論文指導を受けた可能性があるかもしれない。にもかかわらず、韓国では前提として認識されながらも、必ずしも一次史料に基づく地道で丹念な作業が行われていなかった研究対象に対して、一次史料を発掘しながら韓国の「歴史」として日韓交渉を再構成している点で、韓国における研究にはいままでなかったものを提供している。一方で、歴史学は1950年代以降をまだ歴史学の対象とはなり得ないと考えている。他方で、政治学は一次史料を駆使した政治史研究にはあまり関心を示さない。Bの著者は、韓国における歴史学と政治学との隙間における「空白地帯」を埋めたと言えるだろう。

Cは「外国研究としての韓国研究」を自覚的に追求しているという点でAともBとも異なる。一方で、著者は「外国研究としての韓国研究」、なかでも「日本における韓国研究」のあり方に並々ならぬ危機感を感じている⁽⁶⁾。そのためであろうか、著者は韓国の政治学者がなかなか取り組もうとしない、もしくは取り組んでもあまり成果があがらない、李承晩政権期における政治にあえて取り組む。著者は、韓国における李承晩政権期に対する既存の評価を念頭に置きながらも、そうした既存評価に縛られずに、李承晩政権を権威主義体制ではなく、「政府党」体制としての「権威主義的」体制であると規定し、そうした「権威主義的」体制の成立、維持、崩壊の過程を、既存研究を巧みに利用しながら、「政治史」として再構

成する。

以上のように、「外国研究としての韓国研究」のそれぞれの強みは微妙なズレを孕みながらも重なり合う。一方で、韓国の国家と社会を内在的に理解することが重要であることを示しながらも、他方で、そうした理解を相対化し、客観化することも、それに優るとも劣らずに重要であることを示している。外国研究としての韓国研究の強みを活かしながら、韓国における韓国研究と比較していかに国際競争力を持ちうるのか、日本を含めた外国における韓国研究が、まさに問われている課題である。Aが韓国における研究とは相対的に断絶した方法、Bは逆に韓国における研究への接近を試みるという方法、Cは韓国における研究を意識しながらも、それとの間の緊張関係を保つという方法、以上のようなそれぞれ異なる方法を取りながら、上記の課題に真摯に取り組むだけでなく、競争力のある成果を挙げていることを強調しておきたい。

- (1) この点については、次の論文を参照されたい。拙稿「朝鮮半島における冷戦史研究の新たな取り組みに向けて」『冷戦史の再検討——21世紀世界秩序の模索のために（課題番号13302007）』平成15年度科学研究費補助金（基盤研究（A）（1））研究成果報告書（研究代表者毛里和子）、2004年3月、pp.230~240.
- (2) 対北朝鮮政策に関するチャの見方に関しては、次の著書を参考にされたい。Victor Cha and David Kang, *Nuclear North Korea: A Debate on Engagement Strategies*, New York, Columbia University Press, 2003.
- (3) Victor D. Cha 「해위칼럼 日・北協商 韓・日協定」『朝鮮日報』2004年9月3日 A 31面)
- (4) 太田修『韓日請求権交渉史研究』高麗大学校大学院史学科博士学位論文、2000年11月。
- (5) 請求権の名目と金額をめぐる交渉に関する米国の積極的な関与に関しては、次の論文を参照されたい。拙稿「一九六〇年代韓国における冷戦外交の三類型——日韓国交正常化・ベトナム派兵・ASPAC」小此木政夫・文正仁編『日韓共同研究叢書4 市場・国家・国際体制』慶應義塾大学出版会、2001年、pp.91-145。
- (6) 木村幹『朝鮮半島をどう見るか』集英社、2004年。